

# 内灘町生活安全対策協議会

## 平成 24 年度 第 1 回会議議事録(概要)

### <開 会>

#### ◆会長挨拶

昨年度、協議されておりました『夏期における内灘海岸』について、今年度の町の対応をお聞かせいただき、皆様と協議していきたい。夏の海岸は内灘町の大きな魅力でありますので、是非とも安全、安心に多くの皆様に親しまれるよう、努めてもらいたい。また、その他、今年度の協議会の活動や、内灘町の交通情勢及び犯罪情勢についても忌憚のないご意見をいただきたい。

### <議題 1. 「夏期における内灘海水浴場の健全運営・安全対策について」>

#### ◆町からの報告（山田都市整備部長）

昨年度より協議されていた内灘海水浴場の健全運営について、海岸の管理者である県に対し要望書を提出したが、要望への対応については、十分な返事はいただけなかった。これを受け本年度についても、地元千鳥台町会と内灘海岸海の家管理組合が覚書を交わすこととなっており、覚書に関する主要な点として、海の家営業時間を 23 時までとすることとしています。また本年についても海水浴場安全対策として、ライフセービング協会にご協力いただき、ライフセーバーの配置をする予定です。

### <議題 2. 「内灘町暴力団排除条例について」>

#### ◆町からの報告（事務局）

内灘町暴力団排除条例が平成 24 年 3 月 30 日に施行されました。これに伴い、内灘町生活安全条例の一部も変更となりました。

### <議題 3. 「生活安全対策協議会活動報告及び計画について」>

#### ◆町からの報告（事務局）

昨年度の活動及び本年度の活動計画について、別添のとおり報告します。

また、議題 1 の内灘海水浴場の健全運営に関連し、地元千鳥台町会と海の家管理組合とで営業時間を 23 時とする覚書が交わされる予定となっております。前回の委員会時に海の家が営業時間を覚書のとおりとしているか確認のパトロール等を行う旨、協議されておりました。本年度、海の家が 23 時までの営業とする覚書を交わされるにあたり、その時間におけ

るパトロールの実施についてご協議を頂きたいと存じます。

◆協議結果

千鳥台町会及び海の家管理組合との覚書を交わされたことを確認し、それ次第、会長、副会長と協議し決定する。

＜議題4.「内灘町の交通情勢及び犯罪情勢について」＞

◆交通情勢（津幡警察署 高畠交通課長）

石川県内で6月末より死亡事故が多発している。内灘町においても死亡事故は起っていないものの、大きな人身事故もあった。また、交通事故自体も多く発生しており予断を許さない状況である。事故の傾向としては、夜間の事故が多く、また、高齢の方が被害にあっている。是非夜間外出される際は夜光反射材の着用をお願いしたい。

◆防犯情勢（津幡警察署 徳田内灘交番所長）

内灘町の犯罪情勢としては、現在自転車の盗難を主として、窃盗事案が発生している。また窃盗については、無施錠の状況で発生するケースが多く、施錠していれば被害を防止できるケースが多々ある。施錠の呼びかけをお願いしたい。

また、振込め詐欺についても石川県内で本年は増加している。怪しいと思われる電話等があったら、一人で判断せずにご家族や警察へご相談ください。

＜閉 会＞

(目的)

第一条 この条例は、内灘町からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策を定めることにより、町民の安全で平穏な生活を確保するとともに、地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、並びにこれにより町民等の生活及び経済活動に生じた不当な影響を排除すること。
- 三 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員
- 四 町民等 町民及び事業者
- 五 町民 内灘町に住所を有する者
- 六 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- 七 青少年 十八歳未満の者

(基本理念)

第三条 暴力団排除は、暴力団が町民の生活及び事業者の経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、次に掲げる事項を基本として推進しなければならない。

- 一 暴力団を恐れないこと。
- 二 暴力団に対して資金を提供しないこと。
- 三 暴力団を利用しないこと。

2 暴力団排除は、国、県、町及び町民等が相互に連携協力を図りながら、社会全体で推進されなければならない。

(町の責務)

第四条 町は、国、県、法第三十二条の二第一項の規定により石川県公安委員会から石川県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者、その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び町民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

(町民等の責務)

第五条 町民等は、暴力団排除に自主的かつ相互に連携して取り組むよう努めるとともに、町が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自らが行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるものとする。

(町の事務事業における措置)

第六条 町は、町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団並びに暴力団員と密接な関係を有する者を町が実施する入札に参加させないこと、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民等に対する支援)

第七条 町は、町民等が暴力団排除に自主的かつ相互に連携して取り組むことができるよう、町民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第八条 町は、町民等が暴力団排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団排除の気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育のための措置)

第九条 町及び町民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(内灘町生活安全条例の一部改正)

第二条 内灘町生活安全条例(平成十一年内灘町条例第一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

内灘町生活安全条例（平成二十一年条例第一号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○内灘町生活安全条例</p> <p style="text-align: right;">平成十一年三月十七日 条例第一号</p> <p>（目的） 第一条 略</p> <p>（定義） 第二条 略</p> <p>（町民の責務） 第三条 略</p> <p>（町の責務） 第四条 略</p> <p>（重点施策） 第五条 町長は、前条の対策を実施するにあたっては、次の各号に掲げる施策を重点的に実施するものとする。</p> <p>一 住民の生活安全</p> <p>二 内灘町暴力団排除条例（平成二十四年内灘町条例第一号）第四条に定める暴力団排除のための施策の推進</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p> <p>七 略</p> <p>（指導） 第六条 略</p> <p>（協議会の設置） 第七条 略</p> <p>2 協議会は、 の生活安全確保に関する重要な事項について、協議を行い、その推進に努める。</p> <p>（組織） 第八条 略</p> <p>（会長、副会長の職務） 第九条 略</p> <p>（会議） 第十条 略</p> <p>（庶務） 第十一条 略</p> <p>（委任） 第十二条 略</p> <p>附則 略</p>	<p>○内灘町生活安全条例</p> <p style="text-align: right;">平成十一年三月十七日 条例第一号</p> <p>（目的） 第一条 略</p> <p>（定義） 第二条 略</p> <p>（町民の責務） 第三条 略</p> <p>（町の責務） 第四条 略</p> <p>（重点施策） 第五条 町長は、前条の対策を実施するにあたっては、次の各号に掲げる施策を重点的に実施するものとする。</p> <p>一 住民の生活安全及び暴力団排除意識の高揚</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p> <p>（指導） 第六条 略</p> <p>（協議会の設置） 第七条 略</p> <p>2 協議会は、 に掲げる事項その他町民の生活安全確保に関する重要な事項について、協議を行い、その推進に努める。</p> <p>（組織） 第八条 略</p> <p>（会長、副会長の職務） 第九条 略</p> <p>（会議） 第十条 略</p> <p>（庶務） 第十一条 略</p> <p>（委任） 第十二条 略</p> <p>附則 略</p>

内灘町生活安全対策協議会 H23 年度活動報告及び H24 年度活動計画

平成 2 3 年度生活安全対策協議会 活動報告	
期日	生活安全対策協議会活動報告
H23.7.19	・ 第 1 回生活安全対策協議会会議の開催
H23.7.23	・ 生活安全対策キャンペーンの推進 (町民夏まつりにおける啓発用品配布)
H23.8.9	・ 地域安全・安心パトロール出発式及び町内一円のパトロール 夜間の内灘海岸の視察
H23.10.27	・ 第 2 回生活安全対策協議会会議の開催 内灘海水浴場の安全対策について
H23.12.14	・ 年末の地域安全・安心パトロール出発式及び駅前での啓発活動

平成 2 4 年度生活安全対策協議会 活動計画	
期日	生活安全対策協議会活動計画
H24.7.4	・ 第 1 回生活安全対策協議会会議の開催
H24.7	・ 夜間の内灘海岸及び海水浴場視察
H24.7.28	・ 生活安全対策キャンペーンの推進 (町民夏まつりにおける啓発用品配布)
H24.8	・ 地域安全・安心パトロール出発式及び町内一円のパトロール
H24.9	・ 第 2 回生活安全対策協議会会議の開催
H24.12	・ 年末の地域安全・安心パトロール出発式及び駅前での啓発活動
H25.2	・ 第 3 回生活安全対策協議会会議の開催